

第9回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月27日（火）午後2時00分から午後4時07分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員（1名） 15番 齊藤 正孝

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 一般社団法人北海道農業会議第84回総会について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

第3号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第4号 平成30年度農業委員会予算について

議案

第1号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
- 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 号 現況証明について
- 第 7 号 幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について
- 第 8 号 平成 29 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第 9 号 平成 30 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第 10 号 平成 30 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 9 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、17 番帰山委員、18 番吉田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、15 番齊藤正孝委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「一般社団法人北海道農業会議第 84 回総会について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「一般社団法人北海道農業会議第 84 回総会について」、私のほうから説明させていただきます。総会は、今月 19 日に札幌市において開催されました。総会に先立ち、農業委員・農地利用最適化推進委員 18 名、事務局職員 7 名の永年勤続表彰および全国農業新聞普及推進活動 2 団体の表彰がありました。総会では、議案第 1 号「平成 29 年度一般社団法人北海道農業会議収支補正予算の決定について」から議案第 6 号「平成 30 年度一般社団法人北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先・借入金金融機関の決定について」までの議案審議がなされ、提案されました 6 議案すべてが承認・可決されております。なお、平成 30 年度北海道農業会議事業計画案についてですが、事業推進に係る基本方針と重点課題として、「農業委員会・農地制度改革の着実な実施に向けた取り組み」から「組織の強化」まで、合わせて 10 項目を重点課題としております。事

	業計画案は報告第 1 号資料として別紙でお配りしておりますので、後ほどご覧 いただきたいと思います。以上で、報告とさせていただきます。
議長	報告第 1 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号については報告のとおり承認されまし た。
議長	次に、報告第 2 号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といた します。事務局から報告第 2 号の説明をいたします。
事務局	報告第 2 号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報 告書について、5 法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備 されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号については報告のとおり承認されまし た。
議長	次に、報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議 題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番から 28 番について説明をいたしま す。
事務局	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 9 ページに記載されております 28 件でございます。いずれも書類 等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番から 28 番について説明を申し上げました。質疑ございませ んか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番から 28 番については報告のとおり 承認されました。
議長	次に報告第 4 号「平成 30 年度農業委員会予算について」を議題といたします。 事務局から報告第 4 号の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「平成 30 年度農業委員会予算について」、平成 30 年度農業委員会

	予算について下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 30 年度の予算につきましては、先般の 3 月定例町議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。平成 30 年度の農業委員会予算の歳出は 16,415 千円で前年と比較いたしまして 821 千円の減額となりました。次に、平成 30 年度の農業委員会予算の歳入となります。歳入の内訳でございますが、国・道からの負担金、補助金、委託金として、総額 10,809 千円その他の収入として、農業者年金業務委託手数料が 1,742 千円、幕別町の一般財源といたしまして 3,864 千円の合計 16,415 千円が歳入となっております。歳出予算の内容を節の区分として記載しております。1 節報酬が 11,106 千円で農業委員 24 名分の報酬であり、9 節旅費が 1,877 千円で農業委員 24 名分の総会・現地調査にかかる費用弁償が主なものでございます。また、その他各節には農業委員会の運営と事務に係る経費をそれぞれ計上しております。全体としましては、昨年度と比べ 821 千円の減となっておりますが委員の定数が 26 名から 24 名に減となりましたことが減額の大きな要因となっております。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第 4 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
19 番	臨時職員賃金とありますが、臨時職員とはどういった方なのですか。
事務局	臨時職員は、現在農業委員会に 1 名女性の方が配属されておまして、総会の議案の印刷ですとか補助的な業務をしてくださっておりその方の賃金となっております。
19 番	わかりました。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 1 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域から除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番の農家住宅の建設に係る農振区域からの除外については、特に問題がないということによろしいでしょうか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番から6番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
22番	22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番から6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号7番から10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号7番から10番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書4ページ、5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番から 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 7 番から 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 11 番、12 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 11 番、12 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査 6 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	23 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 11 番、12 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 11 番、12 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 13 番から 16 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番から16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページ、8ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番から16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番から16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号17番、18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番、18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番、18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番、18 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 2 号 19 番、20 番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (19 番 中村委員退席) それでは、議案第 2 号 19 番、20 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 19 番、20 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 10 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9 番	9 番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は中村委員であります但議事参与の制限に該当しますことから私の方から説明させていただきます。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 19 番、20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 19 番、20 番は原案のとおり可決されました。 (19 番 中村委員着席)
議長	次に議案第 2 号 21 番から 30 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 21 番から 30 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページから 15 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番	19 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番から 30 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 21 番から 30 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 31 番から 36 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 31 番から 36 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 16 ページから 18 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。これらの案件は、後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 31 番から 36 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 31 番から 36 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 37 番、38 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 37 番、38 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 19 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。これらの案件は、農地所有適格法人へ移行したことに伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 37 番、38 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 37 番、38 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 39 番から 42 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 39 番から 42 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 20 ページから 21 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。これらの案件は、農地所有適格法人へ移行したことに伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 39 番から 42 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 39 番から 42 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 43 番から 48 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 43 番から 48 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 22 ページから 24 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。これらの案件は、農地所有適格化法人へ移行したことに伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 43 番から 48 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 43 番から 48 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 49 番から 56 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 49 番から 56 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 25 ページから 28 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。これらの案件は、今月 22 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 49 番から 56 番について

原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号49番から56番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号57番から59番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号57番から59番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書29ページ、30ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。57番、58番の案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。59番の案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号57番から59番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号57番から59番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号60番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号60番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書30ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設

	定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 60 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 60 番は原案のとおり可決されました。ここで 3 時 10 分まで休憩といたします。
議長	休憩を解きます。次に議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、平成 27 年 2 月に町公社が利用調整を行った案件であります。もととも 3 年の契約でしたが期間を延長するものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
11 番	はい。これは、本来の農地中間管理事業の仕事ですか。その辺がわからないのですが、私の記憶では中間管理事業は 10 年結んでそして配分するのだと思うのですが 7 年間というのと、いま説明があった平成 27 年に一度契約をしているのとその辺の中身の説明をお願いします。
事務局	ただいまの質問についてですが、まず農地中間管理事業は平成 26 年度から始まったものであり、この案件は平成 26 年度開始当初の案件でございます。こちらは、出し手から道公社へ貸した案件につきましては、平成 27 年 3 月から平成 37 年 3 月の 10 年間貸すことになっております。そしてこれを 3 人の方に貸しております。このうち 2 人に関しては 10 年間貸しており、本案件は 3 年間となっております。なぜかというところの中間管理事業開始当初は、まず出し手から道公社へは 10 年間ですが、道公社から借り手への期間は原則 3 年間でした。ただこれを 10 年間にできるケースがございまして、借主の方の経営地の隣接地を借り入れる場合は 10 年間、または借受地を基盤整備等行う場合は 10 年間借りることができるということです。このことから今回の案件以外の 2 人は 10 年間、本案件は該当しなかったのが 3 年間の期間でした。その後原則 3 年間というのがなくなりまして、借りる方も 10 年間となりました。そのときに変更はしないで、当初の期間満了となったので今回、機構が借りている終期に合わせたいということで 7 年間としてでてきました。以上です。
11 番	わかりましたが、貸し手から道公社は 10 年間、道公社から借り手は 10 年間

	ではなく 5 年間でよろしいということですか。
事務局	担当している農業振興公社に確認しなければいけませんが、私の記憶ではおそらくそれは可能だったと思います。しかし、道公社といたしましても 5 年間で結んでも 5 年後新たな方を探すのか確認作業が必要になりますので、できれば 10 年間で受けたものは 10 年間でというような希望があったと記憶しております。
11 番	わかりましたが、そうすると受け手は 10 年、借り手は 10 年を希望しなければ貸さない、ということは中間管理事業に貸したいとなっても受けてくれない場合があるのですか。中間管理事業は借り手がいないと受け手くれませんので受け手が 10 年を希望しなかった場合中間管理事業には出せないということが出てくるのではないのでしょうか。確認してください。
事務局	確認して回答させていただきます。ただ、出し手から道公社へは 10 年貸すことは決まっておりますので、出し手が 10 年は長いとなれば中間管理事業ではなく町公社で結ぶこともございます。
議長	よろしいですか。
11 番	はい。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、農用地利用配分計画として適当であるとすることに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は「適当であると認める」と意見を付して答申することといたします。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、農地所有適格化法人へ移行したことに伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、

詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番、3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書2ページ、3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は、農地所有適格化法人へ移行したことに伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上

で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番

20 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 4 号 4 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 4 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 4 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書 5 ページ、6 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番説明いたします。これらの案件は、今月 20 日に菅野委員、蛭原委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 4 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長	次の議案第4号7番から10番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。 （4番 渡邊委員退席） それでは議案第4号7番から10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号7番から10番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添調査書7ページから10ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は渡邊委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから私が地区担当委員として現地調査を行いましたので説明いたします。これらの案件は、今月20日に菅野委員、蛭原委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号7番から10番は原案のとおり可決されました。 （4番 渡邊委員着席）
議長	次に議案第4号11番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号11番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書11ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。この案件は、今月20日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。な

お、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号11番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、今月20日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書13ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上

	で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 13 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 5 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地および甲種農地であります。転用はどちらの農地区分でも原則不許可であります。本件は一時転用であり農業振興地域整備計画の達成にも支障がないことから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 5 号 2 番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席します。議長を鯖戸代理にお願いします。暫時休憩します。 (24 番 谷内委員退席)
議長	休憩を解き、会議を続けます。会長の事案ですので、私が議長を務めさせていただきます。それでは議案第 5 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 2 番は原案のとおり可決されました。議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩します。 (24 番 谷内委員着席)
議長	次に議案第 6 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 6 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 1 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 6 号 2 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 6 号 2 番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番 23 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は齊藤正孝委員ですが総会に欠席されるということでしたので、現地調査に参加した私から説明させていただきます。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に飛田委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 6 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 6 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 6 号 3 番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17 番	17 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 7 号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。議案第 1 号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 1 号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。2 月の総会で協議としてご説明させていただきましたあっせん基準につきまして、北海道十勝総合振興局と協議を終え議決をいただきたく提案させていただくものであります。議案第 7 号資料「幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準新旧対照表」をご覧ください。変更事項をご説明させていただきます。変更といたしましては、第 4 条第 2 項第 1 号で基準中幕別町の現状に合わない文言を削り、さらに必要な文言を加えております。次に裏面の別表をご覧ください。別表を全部改正いたします。幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想および幕別町農業振興地域整備計画の変更に伴う営農類型の再編による別表の改正となります。別表中の営農類型は 25 類型から 17 類型に整理いたします。基準面積は地域の平均的な基準面積ということで、認定農業者の農地利用集積状況調査の数字を使用し平均から大きく離れた規模の農地面積を除外して平均面積を設定しました。目標面積の欄の面積は、基本構想に定められている面積となります。施行日につきましては、本日審議後、北海道知事へあっせん基準の認定を申請し認定後の施行となります。説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 7 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 8 号「平成 29 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。議案第 8 号について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 8 号について議案書をもとに朗読】

別添議案第 8 号の別紙をご覧ください。農業委員会は、農業委員会法第 37 条の情報の公表に基づき事務の実施状況に関する情報についてインターネット等により公表することが定められており活動状況を定められた様式にまとめたのち農業委員会等に関する法律施行令第 15 条に基づき 6 月 30 日までに公表することと定められております。本日議案に別紙として掲載しております計画等につきましては、午前中に開催いたしました三役会議でご協議いただき総会に提案させていただくものでございます。次に内容の説明をさせていただきます。別紙の 1 ページ目をご覧ください。農業委員会の状況は昨年度の幕別町の状況を掲載しております。こちらは 2015 年農業センサスなどの統計に基づく記載と平成 29 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制について記載しております。次のページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化の項目になります。「1、現状及び課題」の項目でこれまでの集積面積 21,313ha は、平成 29 年 3 月末の町内の認定農業者等に集積された農地の面積で、これは管内の農地面積 22,500ha の内 94.7% 集積できたということになりました。2 番目になりますが、この結果は昨年度たてました 21,375ha に対し実績が 21,279ha となり今年度目標に対する達成状況は 99.55% となったものでございます。4 番ご覧ください。この結果に対する評価でございますが、農地の集積のための農業委員会の活動といたしまして皆様に実施していただいております利用調整会議や農地の個別相談、現地確認等決め細やかな活動が農地の集積に貢献することができたという評価といたしました。次のページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらは新規参入者に関する事項を評価しておりますが、今年度新規参入の実績はございませんでした。この春、農業振興公社のフロンティアコースの修了予定の新規就農の方 2 名いらっしゃいます。農地に関する手続きですとか営農上のご相談、今後地区の農業委員の方へご協力いただく場面が出てくると思いますのでその際はお力添えをいただきたいと思います。4 ページ目をご覧ください。遊休農地に関する処置に関する評価です。昨年度の農地パトロールの結果、遊休農地はございませんでした。この実績に対する成果といたしまして、遊休農地化する前に地区の委員さんには近隣の農家さんにお声かけをしていただいたり、農地の受け手と調整していただいたりと地道な活動をしていただいております。そのあたりを活動の評価として記載しております。次のページ目をご覧ください。違反転用への適正な対応についての項目についてです。昨年度違反転用になるような事例はございませんでしたが近年比較的早い時期に経営移譲を行う農業者が増え、転用の制度について新しい経営者へ伝わっているか心配であるという声が寄せられました。これをふまえて、農地パトロールの際にでも調査・啓発する必要があると評価いたしました。次のページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1 番の「農地法第 3 条に基づく許可事務」では処理件数が 86 件、2 番「農地転用に関する事務」では処理件数 21 件、

	3 番「農地所有適格法人からの報告への対応」では幕別町内 72 法人中 47 法人より報告書の提出がありました。四つ目の「情報の提供等」につきましては、賃貸料情報 415 件、農地の権利移動等の状況 248 件について情報提供を行っております。また、これらの事務の実施状況はホームページや農業委員会だよりで公表を行っております。8 ページ目をご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、本日審議をいただいた後、ホームページ上で意見募集を行い意見が寄せられましたら再度協議を行った上で 8 ページ上段の地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容に記載の上、6 月 30 日までにホームページ上で公表を行う予定であります。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 9 号「平成 30 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。議案第 9 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 9 号について議案書をもとに朗読】 別添議案第 9 号の別紙をご覧ください。活動計画につきましても、6 月 30 日までに公表する事となっております本日午前中に開催いたしました三役会議でご協議いただいているものでございます。先ほど可決していただきましたのが 29 年度中の点検と評価でこの次に審議いただきますのは、30 年度の活動計画とすることになります。1 ページ目をご覧ください。こちらは、各種統計に示されております情報を整理したもので先ほどの点検・評価と重複しております。次のページ目をご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」と「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、それぞれ活動計画を記載しております。3 ページ目をご覧ください。「遊休農地に関する措置」といたしましては、昨年同様の活動計画を定めており、今年度も農地利用状況調査を 9 月に行う活動計画となっております。中段以降の「違反転用への適正な対応」につきましては、農地パトロールに合わせて、状況の把握を行う計画といたしました。活動計画といたしましては、違反転用を事前に防止するには、まず転用制度について知っていただくことが第一歩となります。委員の皆様におかれましては、農事組合の会合ですとか公区の集会ですとか機会をとられまして建物を建てる際には農業委員会へ一度ご相談していただけますよう周知をお願いしこのことを活動計画としております。こちらの活動計画も先ほどの点検・計画と同様に本日審議いただきました後で、ホームページ上で意見募集を行い、意

	見が寄せられましたら協議の上内容を修正し、6月30日までにホームページ上で公表を行いたいと考えております。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第9号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第10号「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。議案第10号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第10号について議案書をもとに朗読】 別添議案第10号の別紙をご覧ください。農業委員会活動方針・活動計画につきまして、期間・内容等について見直したいということで先月の第8回総会において、委員皆さんにご協議いただいた結果、特にご異議等がありませんでしたことから、本年4月から平成32年6月までを期間とした「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)」としてご審議いただきたく提案させていただくものであります。 例年、活動方針・活動計画は、3月の総会で委員皆様よりご意見をいただき、内容の修正があれば修正を行った上で4月総会に報告案件として提出、あるいは、本日の審議でご意見等なかった場合は、その総会議決をもって決定とさせていただいていたところであります。本案の内容は、すでに2月の総会におきまして協議案として、委員皆さんにご協議いただいておりますことから、本日、ご決定いただきたいと考えております。 それでは、内容の説明をさせていただきます。1ページになりますが、第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)の活動方針、重点事項を記載しております。昨年からの変更部分はアンダーラインで明示しております。活動方針につきまして、朗読させていただきましたので省略させていただきます。また、重点事項といたしまして、6つの項目を記載しております。内容は、前年度とほぼ同様の内容であります。1つ目は、「常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応える。」2つ目、「農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進する。」3つ目、「農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、関係行政機関へ意見を提出する。」4つ目、「農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努める。」5つ目、「農業後継者の配偶者対策に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進する。」最後6つ目、「農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努める。」の以上6項目を重点事項としております。2ページ目、3ページ目をご覧ください。活動計画といたしまして、

	1 番から 9 番までの活動計画を記載しております。1 番目の「優良農地の確保と有効利用」といたしまして 3 項目、2 番目の「担い手への農地の利用集積・集約化」は 2 項目、3 番目の「担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動」では 4 項目、4 番目の「関係行政機関へ意見の提出」は 1 項目、5 番目の「農業者年金の普及推進」では 3 項目、6 番目の「幕別町農業振興公社との連携」では 1 項目、7 番目の「農業一般に関する調査・情報の提供」といたしまして 4 項目、8 番目「農業委員・職員の研修の実施」では 1 項目、最後に 9 番目として「総会等の開催及び総会議事録の公表」では 4 項目の活動計画となっております。次の ページをご覧ください。事業計画であります、主催別に平成 30 年度 1 年間の日程を記載しております。なお、事業計画の作成時点までですけれども 4 月の総会につきましては、4 月 25 日とし、本日配布いたしました「今後の会議行事予定」にも記載されておりますが 4 月 26 日変更・修正させていただきたいと思ひます。大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたひます。以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定のほどお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 10 号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願ひます。ご苦労様でした。